

盛岡市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市農業構造改善センター条例 平成4年3月24日条例第46号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市農業構造改善センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるものほか、食品加工実習室の附属設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市農業構造改善センター条例の規定は、この条例の施行日以後にする盛岡市農業構造改善センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係） (1) 盛岡市乙部農業構造改善センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から正午まで</th><th>正午から午後5時まで</th><th>午後5時から午後9時まで</th><th>午前9時から午後5時まで</th><th>正午から午後9時まで</th><th>午前9時から午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1研修室</td><td>450円</td><td>600円</td><td>750円</td><td>1,050円</td><td>1,350円</td><td>1,800円</td></tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	第1研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	<p>○盛岡市農業構造改善センター条例 平成4年3月24日条例第46号 改正 略 盛岡市農業構造改善センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるものほか、食品加工実習室の附属設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） (1) 盛岡市乙部農業構造改善センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から正午まで</th><th>正午から午後5時まで</th><th>午後5時から午後9時まで</th><th>午前9時から午後5時まで</th><th>正午から午後9時まで</th><th>午前9時から午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1研修室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	第1研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																							
第1研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円																							
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																							
第1研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																							

改正後							改正前						
第2研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	第2研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第1会議室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	第1会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第2会議室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	第2会議室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
工芸実習室	300円	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	工芸実習室	200円	300円	400円	500円	700円	900円
調理実習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	調理実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
食品加工実習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	食品加工実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

備考 暖房（第1研修室及び第2研修室にあっては、冷暖房）を使用する期間においては、食品加工実習室を除き、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（第1研修室及び第2研修室にあっては、冷房料又は暖房料）として徴収する。

## (2) 盛岡市飯岡農業構造改善センター

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
第2研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
営農推進室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円
多目的室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円
調理実習	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円

## (2) 盛岡市飯岡農業構造改善センター

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第2研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
営農推進室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
多目的室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
調理実習	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

改正後							改正前						
室							室						
食品加工	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	食品加工	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
実習室							実習室						

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

備考 冷暖房（食品加工実習室にあっては、暖房）を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。